

◎ 西日本旅客鉄道株式会社公告第 18 号

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、平成 23 年 3 月 5 日乗車となるものから施行する。

平成 23 年 1 月 31 日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

佐々木 隆 之

第 57 条第 8 項を第 9 項に改め、第 7 項の次に、次の 1 項を加える。

8 第 2 項第 1 号の規定により、旅客が東京・新青森間を運転する特別急行列車はやぶさ号（以下「はやぶさ号」という。）とはやぶさ号以外の新幹線の特別急行列車とを乗継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるとき又は東京駅で乗継ぎとなる場合を除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により特別急行券を発売する。

第 57 条の 5 第 3 項の次に、次の 1 項を加える。

4 はやぶさ号の車内において指定席特急券を発売する場合は、満席等により一部指定席を使用できなくなった場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、はやぶさ号の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号に乗車する全区間について指定席を使用するとみなして、指定席特急券を発売する。

第 58 条第 3 項を第 4 項に改め、以下 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に、次の 1 項を加える。

3 前項第 1 号の規定により、旅客が E 5 系車両の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて別に定めるとき又は東京駅で乗継ぎとなる場合を除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により特別車両券を発売する。

第 74 条の 4 第 2 項中「第 58 条第 7 項」を「第 58 条第 8 項」に改める。

第 125 条中、次のように改める。

第 1 号イの(イ)の a 中「b、c、d 及び e」を「b、c、d、e、f 及び g」に改める。

同号イの(イ)中 e を g に、d を e に改め、c の次に、次を加える。

d はやぶさ号に対して適用する指定席特急料金

別表第 2 号ナの 2 に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 510 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

同号イの(イ)中 e の次に、次を加える。

f 第 57 条第 8 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号の指定席を使用する区間ま

での間を通じた区間をはやぶさ号の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 510 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。

同号イの(ロ)の a を次のように改める。

a b、c 及び d 以外の立席特急料金

別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ナの 2、ラ及びムに定める料金から 510 円を低減した額とする。

同号イの(ロ)の c の次に、次を加える。

d 第 57 条第 8 項の規定により発売する立席特急券に適用する立席特急料金

全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号に立席扱いで乗車する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から 510 円を低減した額とする。この場合、はやぶさ号に立席扱いで乗車する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号に立席扱いで乗車する区間から最後にはやぶさ号に立席扱いで乗車する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号に立席扱いで乗車する区間とみなして計算した額が、はやぶさ号に立席扱いで乗車する区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

第 126 条中「第 57 条第 8 項」を「第 57 条第 9 項」に改める。

第 126 条の 4 第 3 項の次に、次の 1 項を加える。

4 第 57 条の 5 第 4 項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

第 127 条第 2 項の次に、次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定によるほか、はやぶさ号に乗車する場合（はやぶさ号とはやぶさ号以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）であつて、乗車区間の一部について座席を指定しないで発売する指定席特急券の特別急行料金は、全乗車区間に対するはやぶさ号以外の新幹線の特別急行列車の指定席を使用する場合の指定席特急料金と、はやぶさ号の指定席を使用する区間に対するはやぶさ号の指定席特急料金から同区間に対するはやぶさ号以外の新幹線の特別急行列車の指定席特急料金を差し引いた額との合計額とする。この場合、はやぶさ号の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。

第 130 条中、次のように改める。

第 1 項第 1 号イの(ロ)の a 中「b 及び c」を「b、c 及び d」に改める。

同項同号イの(ロ)中 c を d に、b を c に改め、a の次に、次を加える。

b グランクラスに対して適用する特別車両料金(A)

| 営業キロ 地 帯 | 100 キロメ ートルまで | 200 キロメ ートルまで | 300 キロメ ートルまで | 400 キロメ ートルまで | 500 キロメ ートルまで | 600 キロメ ートルまで | 700 キロメ ートルまで | 701 キロメ ートル以上 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 料 金 | 円 6,000 | 円 7,000 | 円 8,000 | 円 9,000 | 円 9,000 | 円 9,000 | 円 9,000 | 円 10,000 |

第3項を第4項に、第2項を第3項に改め、第1項の次に、次の1項を加える。

2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、全区間に対する前項第1号イの(ρ)のaに定める額と、グランクラスを使用する区間に対する前項第1号イの(ρ)のbに定める額から同区間に対する前項第1号イの(ρ)のaに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、グランクラスを使用する区間が複数となるときであつて、最初にグランクラスを使用する区間から最後にグランクラスを使用する区間までの間を通じた区間をグランクラスの使用区間とみなして計算した額が、グランクラスの使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

第3項中「第58条第4項」を「第58条第5項」に改める。

第4項中「第58条第5項」を「第58条第6項」に改める。

第172条第7項中「第57条第8項」を「第57条第9項」に改める。

第175条第3項中「第58条第4項」を「第58条第5項」に改める。

第228条第1項(注)を次のように改める。

(注) 新幹線の特別急行券及び特別車両券(A)については、駅内に改札の箇所が設置されている場合は、当該改札の箇所が出場の箇所である。

第244条の2第4項中「第58条第7項」を「第58条第8項」に改める。

第252条中、次のように改める。

第1項中「のぞみ号の指定席」を「のぞみ号及びはやぶさ号の指定席並びにグランクラス」に改める。

第3項を第5項に改め、以下2項ずつ繰り下げ、第2項の次に、次の2項を加える。

3 第1項ただし書にかかわらず、はやぶさ号の指定席への変更の申出があつた場合は、はやぶさ号の指定席の使用を開始した駅から前途のはやぶさ号に乗車する全区間について指定券変更を行つた後、満席等により一部指定席を使用できなくなつた場合であつても当該不使用区間に対する特別急行料金の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限つて、指定券変更の取扱いをすることがある。

4 第1項ただし書にかかわらず、グランクラスへの変更の申出があつた場合は、グランクラスの使用を開始した駅から前途のグランクラスに乗車する全区間について指定券変更を行つた後、満席等により一部グランクラスを使用できなくなつた場合であつても当該不使用区間に対する特別車両料金(A)の払いもどしを請求しないことを旅客が承諾する場合に限つて、指定券変更の取扱いをすることがある。

第253条第2項第2号中「第252条第4項」を「第252条第6項」に改める。

第273条第5項中「第58条第5項」を「第58条第6項」に改める。

第284条第1項中、次のように改める。

第1号ロを次のように改める。

ロ 特別車両券(グランクラスに有効な特別車両券を除く。)又はコンパートメント券を使用した旅客については、特別車両(グランクラスを除く。)又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。

同号口の次に、次を加える。

ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用した旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

第 285 条第 1 項第 2 号中「のぞみ号」を「のぞみ号及びグランクラス」に改める。

第 289 条中、次のように改める。

第 1 項本文を次のように改める。

第 289 条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 282 条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線又は山陽本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりのぞみ号によつて旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりはやぶさ号によつて旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線若しくは山陽本線、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 2 号及び第 3 号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によつて旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によつて旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。

第 2 項中「第 57 条第 2 項、第 6 項及び第 7 項」を「第 57 条第 2 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項」に改める。

別表第 2 号ナの次に次を加える。

別表第 2 号 ナの 2

【第 125 条(はやぶさ号)】

新幹線指定席特急料金

(円)

| 駅名 | 東京 | 上野 | 大宮 | 仙台 | 古川 | くりこま高原 | 一ノ関 | 水沢江刺 | 北上 | 新花巻 | 盛岡 | いわて沼宮内 | 二戸 | 八戸 | 七戸十和田 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 上野 | 2,300 | | | | | | | | | | | | | | |
| 大宮 | 2,500 | 2,300 | | | | | | | | | | | | | |
| 仙台 | 5,110 | 4,910 | 4,910 | | | | | | | | | | | | |
| 古川 | 5,110 | 4,910 | 4,910 | 2,400 | | | | | | | | | | | |
| くりこま高原 | 5,730 | 5,530 | 5,010 | 2,400 | 2,400 | | | | | | | | | | |
| 一ノ関 | 5,730 | 5,530 | 5,530 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | | | | | | | | |
| 水沢江刺 | 5,730 | 5,530 | 5,530 | 3,230 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | | | | | | | |
| 北上 | 5,730 | 5,530 | 5,530 | 3,230 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | | | | | | |
| 新花巻 | 5,730 | 5,530 | 5,530 | 3,230 | 3,230 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | | | | | |
| 盛岡 | 6,150 | 5,950 | 5,630 | 3,230 | 3,230 | 3,230 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | | | | | |
| いわて沼宮内 | 6,150 | 5,950 | 5,950 | 4,080 | 3,230 | 3,230 | 3,130 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,300 | | | | |
| 二戸 | 6,150 | 5,950 | 5,950 | 4,080 | 4,080 | 3,230 | 3,130 | 3,130 | 3,130 | 3,130 | 2,300 | 2,300 | | | |
| 八戸 | 6,500 | 6,300 | 6,300 | 4,080 | 4,080 | 4,080 | 3,130 | 3,130 | 3,130 | 3,130 | 2,300 | 2,300 | 2,300 | | |
| 七戸十和田 | 6,500 | 6,300 | 6,300 | 4,810 | 4,080 | 4,080 | 3,980 | 3,130 | 3,130 | 3,130 | 3,030 | 3,030 | 2,300 | 2,300 | |
| 新青森 | 7,000 | 6,800 | 6,300 | 4,810 | 4,810 | 4,080 | 3,980 | 3,980 | 3,980 | 3,980 | 3,030 | 3,030 | 3,030 | 2,300 | 2,300 |